

非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第5条第1号に規定する事業を行う者である一般電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者（以下単に「特定規模電気事業者」という。）をいう。）について、法第5条第1項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

- ① 一般電気事業者は、平成32年における非化石電源（エネルギー源として法第2条第2項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。）による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の一般電気事業者等に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の、すべての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を50%以上とすることを目標とする。ただし、原子力発電所の保有状況、平成22年度の供給計画（電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。）における平成22年度以降の電源開発に係る計画等を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる一般電気事業者については、平成22年度の供給計画における当該供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。
- ② 特定規模電気事業者は、平成32年における非化石電源比率を2%以上とすることを目標とする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

一般電気事業者等は、非化石エネルギー源の利用を推進し、1. に定める非化石電源比率の目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。とりわけ、原子力発電所に係る事項については、安全の確保を大前提とし、立地地域の住民を始めとする国民の理解を得つつ、取り組むものとする。

- ① 一般電気事業者は、原子力発電所の新增設には長期間を要するため、その着実な進捗を確保する上で計画的な取組の実施が重要であることにかんがみ、平成22年度の供給計画を含め、自ら計画している原子力発電所の新增設について、その進捗に支障が生じた場合には、当該支障を克服するための手段又は計画の遅延による影響を抑制するための手段を、広域的運営の観点も踏まえて検討すること。
- ② 一般電気事業者は、既設の原子力発電所の廃止措置を検討する際には、代替となる原子力発電所の建設の必要性も踏まえた計画的な電源開発のあり方について検討すること。

- ③ 一般電気事業者は、原子力発電所の特性に応じて、より長期の運転期間の設定について検討すること。
- ④ 一般電気事業者は、原子力発電所の運転実績向上に資するため、他の原子力発電所の運転を行っている事業者と運転及び保全活動に係る知見を共有し、活用するための取組を継続的に実施すること。
- ⑤ 一般電気事業者は、保有する原子力発電所における設備利用率の平均値が、三箇年度続けて前年度を下回った場合（設備利用率の平均値が85%以上である場合を除く。）であって、かつ、全国平均値を下回った場合は、その原因を分析し、その結果に応じて、必要に応じて国とも連携しつつ、設備利用率向上のために必要な措置を検討すること。
- ⑥ 一般電気事業者等は、経済性も考慮しつつ、法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源（以下単に「再生可能エネルギー源」という。）を利用した電源の新增設について検討すること。

3. 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

① 太陽光発電による電気の調達

一般電気事業者は、非化石エネルギー源の利用の重要性にかんがみ、再生可能エネルギー源としての太陽光の利用を図るための一つの取組として、太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を行うことが重要である。

そのため、一般電気事業者は、次に掲げる要領にしたがって、太陽光発電による電気（一般電気事業者等の需要家が設置した太陽光発電設備（発電能力が500kW以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備（以下「施設等」という。）に設置されたものを除く。以下同じ。）によるものに限る。以下同じ。）のうち、余剰電力（太陽光発電による電気のうち、当該太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を除いた部分であって、かつ、当該太陽光発電設備が設置された施設等に接続されている一般電気事業者が維持・運用する配電線に逆流した部分をいう。以下同じ。）の調達（以下「太陽光電力買取」という。）を行うこととする。

（イ）住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

（1）太陽光発電設備の発電能力が10kW未満のもの

i) 単価

太陽光電力買取の単価は、当該太陽光発電設備の設置に要する費用の水準を前提に、太陽光発電設備の設置者（以下単に「設置者」という。）を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される（注）電気の需要家に過度の負担となることのないような期間で設置に要する費用を回収でき、かつ、全体として現在の相対契約による価格に比

して高い水準であることにより、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価(表1参照)とすること。

表1

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	48円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備その他の当該施設等に電気を供給する設備(以下「自家発電設備等」という。)が設置されている場合については、当該自家発電設備等による電気の供給量が余剰電力の量に与える影響を勘案した単価(表2参照)とすること。

表2

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	39円/kWh

ii) 期間

太陽光電力買取を行う期間は、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させる観点及び設置者を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される電気の需要家に過度の負担となることのないような期間とする観点から、現に太陽光発電設備の設置に要する費用の回収期間として実現可能な早期の期間を踏まえ、太陽光電力買取のための受給開始日から10年間とすること。

(2) 太陽光発電設備の発電能力が10kW以上のもの

i) 単価

(1) i) に準じた単価(表3参照)とすること。

表3

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	24円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、(1) i) ただし書に準じた単価(表4参照)とすること。

表4

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	20円/kWh

ii) 期間

(1) ii) に準じた期間(10年間)とすること。

(ロ) 非住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

i) 単価

(イ) (1) i) に準じた単価(表5参照)とすること。

表5

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成 23 年 3 月 31 日まで	24 円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、(イ) (1) i) ただし書に準じた単価（表 6 参照）とすること。

表 6

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成 23 年 3 月 31 日まで	20 円/kWh

ii) 期間

(イ) (1) ii) に準じた期間（10 年間）とすること。

(ハ) 付随する取組

一般電気事業者は、上記要領にしたがった太陽光電力買取に係る契約条件についてパンフレット、インターネットその他の方法により適切な周知を図ること。

(注) 太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

(イ) 及び (ロ) の要領にしたがって行う太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者等の全需要家に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 太陽光電力買取に要した費用の総額（以下「買取総額」という。）から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。）を差し引いた額を転嫁すること。
- (2) 電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。
- (3) 電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。
- (4) 転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は 1 年とすること。

こうした考え方に基づき、当年度における転嫁の単価は、当年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次の算式により算出した額に、消費税等相当額を加えた額とすることを基本とする。

$$\frac{\text{前年における買取総額} - \text{前年における回避可能費用}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$$

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能

な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

当年度における転嫁の単価 × 当該需要家の使用電力量

- ② 一般電気事業者は、我が国における再生可能エネルギー源を利用した電源が増加することに伴い必要となる系統安定化対策について、その必要性を検証するとともに、その結果に応じて、より有効な系統安定化対策の実施のため、経済性も考慮しつつ、蓄電池の設置など、講ずべき措置について検討すること。